

横浜市屋外広告物制度の見直しについて、市民の皆様のご意見を募集します

【募集期間】 令和3年4月1日(木)から4月30日(金)まで (必着。郵送の場合は当日消印有効。)

第1 制度を見直す趣旨

横浜市では、屋外広告物法に基づき横浜市屋外広告物条例を制定し、市内の屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害防止に努めています。

現在、プロジェクションマッピングなどの映像技術の進展に対応するため、新しい屋外広告物の種類を規定する必要性が生じています。これらの屋外広告物は主にイベントで掲出されることが多く、フラッグやのぼり旗等の屋外広告物とともにまちの賑わいを形成しており、より一層の活用が求められています。

また、他都市において老朽化した屋外広告物の落下等による人命に関わる重大事故が発生した例もあり、安全性の確保がより一層求められています。このため、屋外広告物が適正に管理がなされるよう規制を強化し市民の安全確保を図ります。

【主な改正点】

- 新たな屋外広告物の種類として「投影広告物」を定義し追加します。
- まちの活性化に資するイベントで一時的に掲出する屋外広告物について、大きさ等の基準を適用せず、許可も不要とします（投影広告物を含む。）。
- 3年ごとの継続許可申請の際に、屋外広告物の点検及び管理者の設置を義務化します。
- 違法な屋外広告物の撤去命令に従わない者がいる場合、その旨を公表します。

第2 主な改正内容

1 新たな屋外広告物の対応について

プロジェクションマッピングに代表される、投影により映像等を表示する新しい屋外広告物を「投影広告物」と新たに定義し、周辺環境への影響や交通の安全性に配慮しつつ、適切な規制を行います。

(1) 背景・理由

近年、「プロジェクションマッピング」に係る技術は大きく進展しており、近隣都市でも盛んに行われ、今後本市においても活用のニーズが高まっていくことが想定されます。また、プロジェクションマッピングの活用は、まちの活性化や都市の魅力向上に資することも期待されます。

一方で、画面の規模や意匠等が常時変更可能であり、屋外広告物としても非常に目立つため、周辺環境への影響やドライバー等への視認性に影響を及ぼす恐れがあり、適切な規制を設ける必要があります。



【ファイナルファンタジー30周年×横浜】
実施年：平成29年
実施場所：インターコンチネンタルホテル



【ピカチュウ大量発生チュウ!】
実施年：令和元年
実施場所：横浜美術館

(2) 見直しのポイント

- ア 新たな屋外広告物の種類として「投影広告物」を追加します。
- イ 投影広告物の定義
建築物等に光で投影する方法により表示される屋外広告物
- ウ 投影広告物の基準
現制度の「映像装置※」の基準と同等とします。

【参考】映像装置の基準（横浜市屋外広告物条例施行規則第6条第1号ア、カ、ク及び第2号ア（キ））

(ア) 市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に掲出することはできません（ただし、15秒以上静止したものは除きます。）。

(イ) 表示面積は、壁面看板や屋上看板等の表示可能面積の4分の1以下とします。

例：高さ20m、幅8mの建物の壁面を利用して映像装置を掲出する場合の表示可能面積
(20m×8m) ÷ 10×3（条例で規定する通常の屋外広告物の表示可能面積割合）
÷ 4（条例で規定する映像装置の表示可能面積割合） = 12 m²

(ウ) 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域以外の地域で掲出する屋上看板は、表示面積を100平方メートル以下とします。

(エ) 4車線以上の道路で、信号機が設置されている交差点では、次の区域に表示又は設置することができません。

- a 停止線から5メートル外側の線で囲まれた道路の区域
- b aに掲げる区域から水平距離5メートル以内の区域（道路の区域を除く。）

※映像装置とは、デジタルサイネージなど、発光し映像を表示する機能を有する照明装置をいいます。

2 まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について

まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために一時的に掲出する屋外広告物については、規制対象の大きさ等を定めた基準を適用せず、許可も不要とします。

(1) 背景・理由

短期間のイベント時でも、屋外広告物条例の規定を守らなければ掲出することはできません。一方、より魅力的なイベントを促進し、賑わいの創出につなげるには屋外広告物を積極的に活用することも求められています。

そこで、まちの活性化に資する公益性があるイベントのために掲出する屋外広告物は、条例の基準を一部緩和し掲出を容易にします。その際、設置物の安全性確保や交通阻害要因の除去など必要な規制を合わせて規定します。

(2) 見直しのポイント

一定の要件を満たした場合は、屋外広告物の掲出の基準を緩和します。

ア 要件

(ア) 「まちの活性化に資する公益性のあるイベント」のために掲出する屋外広告物であること

「まちの活性化に資する公益性のあるイベント」に該当するには、次の基準を満たす必要があります。

- a イベントの主催者が次のいずれかに該当すること
 - (a) 国
 - (b) 地方公共団体
 - (c) 公益法人

- (d) 横浜市の外郭団体
- (e) (a)から(d)までの団体が主体的に参加する実行委員会等
- (f) (a)又は(b)からイベントの開催について推薦を受けた団体
- b イベントの内容が次のいずれかに該当すること
 - (a) 地域の振興
 - (b) 観光の振興
 - (c) まちづくりの推進
 - (d) 学術、文化及び芸術の振興
 - (e) スポーツの振興
 - (f) 国際相互理解の促進
 - (g) 地球環境の保全
 - (h) 青少年の健全な育成
 - (i) その他公益に関する目的を有するもの

(イ) 「期間限定」で掲出する屋外広告物であること

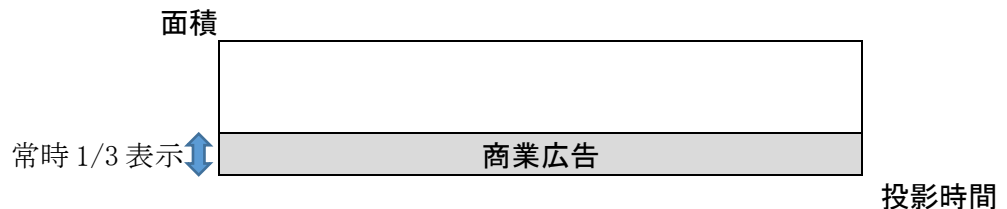
- 掲出期間が、次のいずれかに該当する必要があります。
- a 掲出期間は原則7日間以内とし、同一区域で再度掲出する場合は、前掲出期間の5倍の日数を空けること
 - b 掲出する日から1年以内で、1日当たりの表示時間が原則10分以内であること

(ウ) 「公益性のある屋外広告物」であること

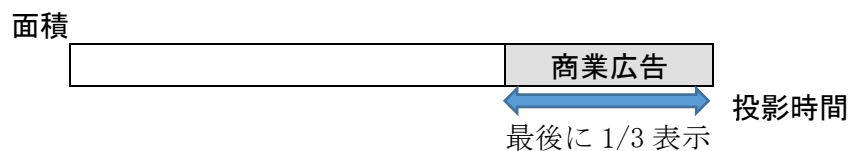
- 「公益性のある屋外広告物」に該当するには、次の基準を満たす必要があります。
- a 商業広告を表示する場合は、その割合が次の基準に適合すること
 - (a) 投影広告物
 - 商業広告の表示に係る時間と当該表示に係る表示面積の積を総表示時間と総表示面積の積で除して得た数値が3分の1以下であること

【例】

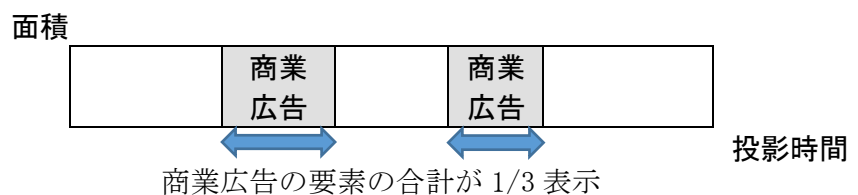
①商業広告を常時表示する場合



②商業広告を最後に表示する場合



③商業広告の要素が作品中に表示される場合



(b) 投影広告物以外の屋外広告物

商業広告の表示面積は、次の各区分に応じ、それぞれに掲げる面積以下とすること

商業広告を含んだ屋外広告物全体の面積が 10 m ² 未満	10 分の 1
商業広告を含んだ屋外広告物全体の面積が 10 m ² 以上 20 m ² 未満	1 平方メートル
商業広告を含んだ屋外広告物全体の面積が 20 m ² 以上	20 分の 1

b 表示内容が法令及び公序良俗に反しないこと

(エ) 景観、周辺環境及び道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないこと

次の各基準を満たす必要があります。

a 景観に配慮し、支障を及ぼさないこと

(a) 表示内容が一般的に認知され、不特定多数が理解できるもの

(b) 表示内容に映像又は光の点滅等を使用する場合は、表示時間は原則午後 10 時までとすること

(c) 表示内容に映像、光の点滅がある場合は、原則として 1 秒間に 3 回を超える使用を避けるとともに、次に掲げる事項を留意すること

- ・ 鮮やかな赤の点滅は特に慎重に扱うこと
- ・ 避けるべき点滅映像を判断する基準は、点滅が同時に起こる面積が表示面積の 4 分の 1 を超え、かつ、輝度変化が 10 パーセント以上の場合とする
- ・ 鮮やかな赤の点滅を避けた上、点滅が同時に起こる面積が表示面積の 4 分の 1 を超え、かつ輝度変化が 10 パーセントを超える場合、点滅は 1 秒間に 5 回を限度とし、かつ、輝度変化は 20 パーセント以下に抑えること。加えて、連続して 2 秒間を超える使用は行わないこと

(d) コントラストの強い画面の反転や画面の輝度変化が 20 パーセントを超える急激な場面転換は、原則として 1 秒間に 3 回を超えて使用しないこと

(e) 規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同円心模様など）が表示内容の大部分を占めることは避けること

b 周辺環境に配慮し、支障を及ぼさないこと

(a) 表示内容が掲出する場所又は市域全体の魅力創出、賑わい形成又は意識醸成等に資するもの

(b) 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域から容易に展望できる場所に設置する屋外広告物のうち、映像又は光の点滅を使用するものについては、当該第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の良好な景観の形成及び風致の維持に配慮した表示の方法とすること

(c) 掲出する場所に係るまちづくり協議、景観計画及び都市景観協議地区等の地域のルールを遵守すること（各地区の実情に基づき、必要に応じてルールを見直していきます。）

c 道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないこと

(a) 表示内容が歩行者、車両運転者の注意を著しく引く恐れがあるもので、次に掲げるものに該当しないこと

- ・ 読ませる広告（一目で判別できない文章は原則避けること）
- ・ 規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同円心模様など）

- (b) 表示内容が信号、交通標識等の交通情報又は船舶信号と混同する恐れのあるものではないもの
- (c) 表示内容に映像又は光の点滅等を使用する場合で、道路を挟んで設置するときは、事前に交通管理者、道路管理者等と協議し了承を得ること
- (d) 禁止物件に設置する場合は、当該禁止物件の管理者と協議し了承を得ること

(オ) 掲出場所

近隣商業地域又は商業地域のみ限定します。

※まちの活性化や良好な景観の形成に寄与すると特に市長が認めた屋外広告物の場合は、上記要件を適用せず、要件をクリアしたものとみなします。

イ 緩和する基準

(ア) 禁止地域の適用を除外し、設置可能とします。

【参考】主な禁止地域（横浜市屋外広告物条例第6条第1項、横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域）

- a 開港記念会館から周囲40メートルの範囲内の地域
- b 氷川丸の周囲50メートルの範囲内の地域
- c 東名高速道路の中心線から水平距離500メートル以内の地域
- d 東海道新幹線の中心線から500メートル以内
- e 河川

(イ) 禁止物件の適用を除外し、設置可能とします（交通への安全性が確保できたものに限る。）。

【参考】主な禁止物件（横浜市屋外広告物条例第7条）

- a 橋りょう
- b 街路樹
- c 銅像
- d 煙突

(ウ) 条例等に定める大きさなどの基準の適用を除外し、大型の広告物を設置可能とします。

【参考】主な大きさなどの基準（横浜市屋外広告物条例第16条第1項、横浜市屋外広告物条例施行規則第6条）

- a 建築物の外面に表示する面積はその外面の面積の10分の3以下まで
- b 広告塔・広告板の表示面積は最大で75平方メートルまで

(エ) 事前届出により許可を不要とします（事前協議を原則必須とします。）。

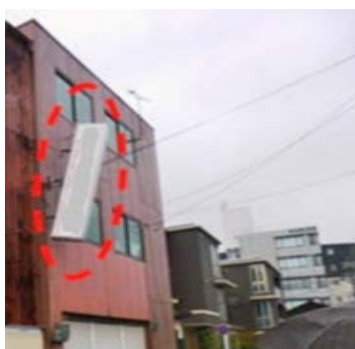
3 屋外広告物の安全性の確保について

屋外広告物を掲出する者に対して、屋外広告物の管理に関する責任をより明確にするため、屋外広告物の点検及び管理者の設置を義務化します。

(1) 背景・理由

大型台風などにより、適切に管理されていない屋外広告物の落下等の重大事故が全国で発生しており、屋外広告物の安全性に注目が集まっています。現在は、屋外広告物の点検及び管理を行う者等に関しての基準がなく、例えば、看板の設置等に知見がない者が行っている場合もあり、必ずしも実効性のある点検及び管理が実施されているとは言い難い状況にあります。

そこで、屋外広告物の点検及び管理を有資格者に行わせるなど基準を設けることで、屋外広告物の安全性を高め、市民の安全確保を図ります。



【強風により看板の金具が外れて傾いている状況】



【看板の中が錆びてもろくなっている状況】

(2) 見直しのポイント

ア 継続申請の事前の点検及び報告書の提出を義務化

許可を受け設置された屋外広告物について、継続申請（主に3年毎）を行う場合、掲出者には屋外広告物を事前点検し、その報告書の提出を義務付けます。また、一定規模以上の屋外広告物^{※1}の場合は、屋外広告士等の有資格者^{※2}による点検を義務付けます。

なお、有資格者による点検は3年間の経過措置を設けます。

点検義務の内容	現行	改正後
対象	許可を受けた屋外広告物	許可を受けた屋外広告物
点検方法	任意書式の点検項目に沿って点検	屋外広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化、損傷等の状況を点検報告書に沿って点検
点検報告書の提出	継続申請の際に任意書式を提出	継続申請の際に点検報告書を提出
一定規模以上の屋外広告物 ^{※1} の点検者	誰でも可	屋外広告士等の有資格者 ^{※2}
上記以外の屋外広告物の点検者	誰でも可	誰でも可

※1 一定規模以上の屋外広告物：屋外広告物の上端の高さが地上から4メートルを超える位置に設置する壁面看板（塗料により建築物その他の工作物の外面に直接表示される屋外広告物は除く。）、袖看板及び広告塔・広告板並びに全ての屋上看板及びアーチ

※2 有資格者：「屋外広告士」、「建築士（1・2級）」、「屋外広告物点検技能講習修了者」

イ 管理者の設置を義務化

許可申請の対象となる屋外広告物については管理者の設置を義務付けます。また、一定規模以上の屋外広告物^{※1}の場合は、屋外広告士等の有資格者^{※3}による管理者の設置を義務付けます。

なお、有資格者による管理者の設置は3年間の経過措置を設けます。

管理者設置義務の内容	現行	改正後
対象	許可を受ける屋外広告物	許可を受ける屋外広告物
管理者の設置	任意	義務化
一定規模以上の屋外広告物 ^{※1} の管理者	誰でも可	屋外広告士等の有資格者 ^{※3}
上記以外の屋外広告物の管理者	誰でも可	誰でも可

※3 有資格者：「屋外広告士」、「屋外広告物の設置に関する講習会修了者」、「広告美術科の職業訓練修了者等」

4 違法に掲出されている屋外広告物に対する指導の実効性の確保について

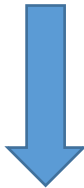
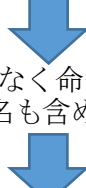

違法な屋外広告物を掲出する者に対して撤去や改修等の措置命令を実施した際に、屋外広告物を掲出する者が正当な理由もなく命令に従わない場合は、掲出者名も含めその旨を公表します。

(1) 背景・理由

違法に掲出されているはり紙やのぼり旗などの簡易な屋外広告物は、屋外広告物法に基づき、直ちに撤去することが認められています。一方で、屋上看板など建物等に定着している屋外広告物を撤去するには、撤去命令を出したうえで行政代執行を行う必要があります。時間がかかるなどの課題があります。そこで、屋外広告物を掲出する者に自主的に撤去等を行うよう一層促進する必要があります。

(2) 見直しのポイント

措置命令を受けた違法な屋外広告物を掲出する者が正当な理由もなくその命令に従わない場合は、掲出者名も含め措置命令した旨を公表します。なお、公表する前に、命令を受けた屋外広告物を掲出する者に対して、意見を述べることや、証拠を提出する機会を設けます。

	現行	改正後
措置命令から強制撤去までの流れ	違法な屋外広告物を掲出する者に対し、撤去・改修等の命令 	違法な屋外広告物を掲出する者に対し、撤去・改修等の命令 
	命令に従わない場合、行政代執行法に基づく強制撤去	正当な理由もなく命令に従わない場合、掲出者名も含めその旨を公表  公表後も命令に従わない場合、行政代執行法に基づく強制撤去

5 その他

(1) 道路運送車両法に基づく登録を受けた自動車（定期路線の乗合自動車は除く。）で、当該登録に係る使用の本拠の位置が横浜市以外の場合（当該使用の本拠の位置の地方公共団体の屋外広告物に関する条例の規定に従って掲出するものであること）は、禁止地域、大きさ等の基準及び許可申請の適用を除外します。

- (2) 公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で掲出する屋外広告物については、目的の正当性を判断するために、附属機関に意見を聴くことができることとします。
- (3) 告示に規定する高速道路・鉄道及び河川に係る禁止地域の適用除外を条例及び規則で規定します。
- (4) 継続申請の申請期限を許可満了日までに変更します。また、許可満了日までに継続申請し、許可満了日後に許可を受けた場合は、許可の起算日は前許可満了日の翌日とします。
- (5) 屋外広告物を掲出する者について変更があった場合、従前の諸手続等の効力が承継するものとみなす規定を新設します。
- (6) 屋外広告物の設置に関する講習会の手数料を規定します。

○意見募集の概要

【募集期間】

令和3年4月1日(木)から令和3年4月30日(金)まで(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

【応募資格】

次のいずれかに該当する方が応募いただけます。

- 1 横浜市の区域内に住所を有する方
- 2 横浜市の区域内に事務所又は事業所を有する方
- 3 横浜市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- 4 横浜市の区域内に存する学校に在学する方
- 5 当該屋外広告物制度に関して利害関係を有する方

【提出方法】

別添の意見投稿用紙に記載のうえ、次のいずれかの方法により御提出願います。

- 1 持参：都市整備局地域まちづくり部景観調整課（横浜市中区本町6丁目50番地10 29階）
- 2 郵送：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 29階
都市整備局地域まちづくり部景観調整課 屋外広告物担当
- 3 F A X:045-550-4935
- 4 電子メール：tb-okugai@city.yokohama.jp

【注意事項】

- 1 電話や口頭による御意見への対応はしておりませんので、あらかじめ御了承ください。
- 2 御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- 3 御意見の内容及び横浜市の考え方につきましては、氏名、住所等の個人情報を除き、一括してホームページ等で公表を予定しておりますので、あらかじめ御了承ください。
- 4 いただいた御意見、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスの個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理するとともに、御意見のあった当該業務の参考にすること、及び御意見に回答する目的にのみ利用します。

【お問合せ先】

制度の内容や意見募集手続について、不明な点がございましたら上記の提出先（都市整備局地域まちづくり部景観調整課 屋外広告物担当）電話：045-671-2648 までお問合せください。